

1960年前後の京大寄宿舍 —『総務日誌』などから見る学生寄宿舍規程制定と改正—

西山 伸†

はじめに

1960年代後半に全国の大学で吹き荒れた大学紛争において、寄宿舍の問題が一つの重要な争点であったことは間違いない。京都大学の場合も、紛争が全学化したのは1969年1月16日の寮闘争委員会などによる学生部建物の封鎖によってであった。同委員会は①無条件増寮、②20年長期計画白紙撤回、③財政の即時全面公開、を要求して奥田東総長と交渉を行ったが、これらへの総長の回答を不満として封鎖を実行したのであった⁽¹⁾。

この時期大学当局と寄宿舍生との主な対立点は、いわゆる負担区分問題と寄宿舍の管理運営権の2点であった。前者は1964年2月18日に文部省から各国立大学長に発せられた「学寮における経費の負担区分について」という通達により、寄宿料以外に寄宿舍生が私生活のために使用する光熱水料、炊事人の人件費などを自身で負担することを求められたことに対する反対運動であり、後者は入舎選考権など寄宿舍の管理運営権を寄宿舍生が掌握しようとする運動であった。

これらの運動は1960年代後半に表面化・激化するが、少なくとも京都大学ではそれ以前からその萌芽が見られていた。本稿は1959年に制定され、4年後の1963年にその一部が改正された京都大学学生寄宿舍規程の制定・改正経過をたどることによって、そうした動きを明らかにすることを目的

としている。

本稿で主に使用する資料は寄宿舍生によって作成されていた『総務日誌』である。当時京大の寄宿舍⁽²⁾では、「舎生を代表し舎内の事務を総括する」総務が北・中・南の各寮から1名ずつ合計3名選挙によって選出されていた。任期が6カ月で4月末と10月末に交替するこの総務が書き継いだのが『総務日誌』で、そこに書かれている内容は疎密があるものの、寄宿舍内部でのさまざまな動きや大学当局との交渉など貴重なものが多い。京都大学大学文書館にはおおむね1926年から1964年までが所蔵されているが、残念ながら1961年4月から1962年9月までの分は欠落している。後述するように、この欠落の前後で寄宿舍生の大学当局に対する姿勢が全く異なっているが、その変化の背景に何があったのかは不明である。一方大学当局側によるこの時期の寄宿舍関係の資料は管見の限り非常に乏しく、ほとんど使用することができなかった。従って本稿は、あくまで主として寄宿舍生側からたどった試論であることをあらかじめお断りしておく⁽³⁾。

1 1959年の学生寄宿舍規程制定

(1) 前提となる問題

京都大学においては従来寄宿舍全体を対象とする規程が存在していなかったが、1959年2月10

† 京都大学大学文書館教授

日の評議会で「京都大学学生寄宿舎規程」の制定が承認された。その全文は次のとおりである。

京都大学学生寄宿舎規程

第一条 本学の学生寄宿舎は、次の各寮とし、学部学生に限り入舎させる。

京都大学学生寄宿舎吉田寮

京都大学学生寄宿舎宇治寮

京都大学学生寄宿舎女子寮

第二条 学生寄宿舎に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真（名刺型半身脱帽）を添え、所定の期日までに、学生部長あて提出しなければならない。

第三条 入舎希望者については、学生部長が選考を行う。

第四条 選考は、書類審査、面接及び身体検査によつて行う。

第五条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、または所定の期日までに入舎しないときは、許可を取消すことがある。

第六条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第七条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第八条 寄宿料は、一人月額百円とし、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分及び九月分は、夏季休暇開始前に納付するものとする。

2 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、外泊または旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。

第九条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示

する。

第十条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第十一条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

2 ただし、宇治寮については、入学後一年を限度とする。

第十二条 退舎しようとする者は、その事由を記した退舎願を学生部長あて提出しなければならない。

第十三条 学籍を失つたとき及び休学を許可され、または命ぜられたときは、退舎しなければならない。

第十四条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。

一 寄宿舎の秩序を乱したとき

二 健康上集団生活に不相当と認められたとき

三 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しないとき

第十五条 必要あるときは、別に細則を定める。

附則

この規程は、昭和三十四年四月一日から施行する。

次の規程は、廃止する。

京都大学寄宿舎宇治寮規程（昭和二十七年達示第十八号）

京都大学寄宿料徴収規程（明治三十年達示第十五号）⁽⁴⁾

この規程制定について大学側から寄宿舎生に関連する話があった最初は、『総務日誌』によると制定の約7カ月前にあたる1958年7月17日であった。この日来舎した厚生課の児玉寮務掛長は総務の舎生に対して次のように述べた。

厚生課には寮規約なるものがあるそうで、それと寄宿舎の自治憲章、細則とが、今までどういう変遷、改正を経て来たかを調べて記録にとどめておきたいので、一度総務部と話し

合いがしたいと申される。⁽⁵⁾

この3カ月後の10月11日には総務が厚生課を訪れた際の記事として「去る七月十七日にも児玉さんより話されたことであるが、寄宿舍規定の制定、改正の年月日についてははっきりさせておきたい。又新しい規定を大学側で定めたいといわれた。ほとんど死文化している古い規定の処理に困っておられるようである」⁽⁶⁾とも記録されており、大学当局側は7月の段階で新たな寄宿舍規程の制定を考え始めていたと思われる。

大学当局側はこのとき、寄宿舍管理体制の整備を図っていた。事務機構のなかで寄宿舍の管理を担当していたのは厚生課で、従来の「京都大学事務分掌規程」によると同課には学資掛・生活掛・体育保健掛の3掛があり、そのうち学生の福利関係を分掌していた生活掛が、学生アルバイトや就職連絡、学生の食堂に関することなどとともに寄宿舍を担当していた⁽⁷⁾。この規程が1958年4月に改正されて厚生課は学資掛・生活掛・寮務掛・体育保健掛の4掛となり、生活掛から独立した寮務掛が寄宿舍に関することを所掌するようになった⁽⁸⁾。寄宿舍規程制定の動きの背景には、こうした事務機構の改編に見られる寄宿舍管理体制の整備があった。

ところで規程制定をめぐる大学当局と舎生との交渉で主に問題となったのは、前記『総務日誌』の記事中にある「自治憲章」と入舎選考の2点であった。このうち自治憲章とは、寄宿舍生が「慣習に則っていた寄宿舍の運用を明文化し」⁽⁹⁾、1955年12月に定めた規約であった。全42条に及ぶ自治憲章のうち、行論の関係上必要な条文を示すと次のとおりである。

京都大学学生寄宿舍自治憲章

第一条 本寄宿舍は京都大学学生寄宿舍と称する。

第二条 本寄宿舍は責任ある自治生活を営み、舎生相互の人格の向上を図ることを期する。

第三条 この憲章及び細則・規定に定められた権利の行使、義務の履行は最大の尊重を必要とする。

第四条 舎生は所定の役員に関し、選挙権及び被選挙権を有する。選挙についてはこれを行行使する義務を負う。

第五条 舎生は集会その他各種の行事に参加する権利を有し義務を負う。

第六条 舎生は共同醸金その他の費用を負担する義務を負う。

第七条 第二条の目的を達成するために次の機関を置く。

一、舎生大会 二、評議会 三、班会 四、総務部 五、専門部

第八条 舎生大会の決議は全舎生の最高意志を決定する。

第九条 舎生大会は全舎生でこれを構成する。

第十五条 評議会は常設の決議機関である。

第十六条 評議会は各班より一名ずつ班員の互選により選出された評議員でこれを構成する。

第二十七条 各寮を五班に分ける。

第二十八条 班会は班員でこれを構成する。

第二十九条 班会は評議員が召集し班の意志を決定する。

第三十条 総務は舎生を代表し舎内の事務を総括する。

第三十一条 総務は三名選出し各寮に一名置く。

第三十二条 舎内の事務を運営するために左の専門部をもうける。

一、総務部 二、炊事部 三、文化部 四、運動部 五、厚生部 六、衛生部 七、電気部

第三十五条 総務・評議員・専門部委員の任期は六ヵ月とし毎年四月・十月に改選する。

第三十九条 この憲章の改正は評議会が発議し舎生大会の承認を経なければならない。

第四十条 この憲章は昭和三十年十二月二十四日より実施する。⁽¹⁰⁾

これにあるように、寄宿舎の意思決定は班会（各寮5班、計15班）―評議会―舎生大会の3段階で行われるようになっており（通常は評議会で決定）、事務運営のためには総務部を始めとした7つの専門部が置かれるという体制になっていた。

ただ自治憲章制定時の『総務日誌』によると、大学当局側の受け止めは単純ではなかったようである。1955年12月23日には、この日総務が厚生課より呼び出され次のように告げられたと記載されている。

用件は二十四日に自治憲章発行に関する公示を出さないで欲しいとの事。課長の云い分によるとこの名称のまゝで学生部長へ報告すると現在の学生部と総長との間の関係から考えて、まずいことになる可能性が大きいので、学生部長へも報告しないつもりであるから、この問題は当分の間寮内だけの問題としておいて欲しいというのである。〔中略〕寄宿舎で今自治憲章を作成したということが当局に知れることは一般論的に云ってもやはりうまい方法だとは云えないし、一応諒承しておいた。⁽¹¹⁾

当時滝川幸辰総長のもとで大学当局と学生の一部が激しく対立しており⁽¹²⁾、それを慮った厚生課長の助言により自治憲章は寮内に留めておくことになったのである。

一方2点目の入舎選考については、前述の1958年10月11日の話し合いで児玉掛長より「厚生課との点数上のウエイトは合点がいかぬといわれる」との指摘があり、これに対して総務は「寄宿舎生の詮衡委員の受持つ点数と課長の受持つ点数の比率については、長い間の変遷を経て現在のように落ち着いているのであり、自治寮の建前から少しもおかしくないと思う」⁽¹³⁾と答えていた。

当時入舎希望者の選考は、舎生から選ばれた詮衡委員と厚生課の共同で行われていた。具体的には北・中・南各寮から選ばれた詮衡委員と厚生課

長が希望者の面接を行い、それぞれが持ち点によって採点し、その合計で合否を決定する（合格者はさらに身体検査を受ける）というものであった。1959年1月9日の『総務日誌』には、戦後どのような持ち点を有していたか舎生たちが調査した結果が記載されている。

（23年）各寮四人各自三点持、計各寮十二点
づつ 厚生課六点

（24年）各寮10点 厚生課10点

（26年）各寮12点宛 厚生課12点

（27年）各寮十二点宛 厚生課六点

（31年）各寮16点宛 厚生課16点⁽¹⁴⁾

このように年によって若干の違いはあるが、概ね持ち点の4分の3を舎生が、4分の1を厚生課が有していたことが分かる。

例えば1958年の選考過程を見てみると、この年は3月3日から5日にかけて面接が実施され6日には合格者発表が行われているが、前年の12月から日程調整を行うなど厚生課と密接に連絡を取りながら準備を進めている様子が『総務日誌』から分かる。また合格者発表直後に、厚生課から合格者1名について精密検査の必要ありとの指摘されたように、厚生課にも一定の発言権があったことが分かる⁽¹⁵⁾。

以上紹介したような、自治憲章と規程との関係、入舎選考の実態を規程に反映させることの可否が、規程制定の交渉に当たっての重要な論点であった。

（2）大学当局と舎生との交渉

両者の交渉は1958年12月に始まった。12月8日の厚生課との話し合いが次のように記録されている。

寮に対する大学側の規程に関して寮務掛長が発言、是非制定すべき旨のべる。課長は法学士として、別に成文法にする必要はない。歴史の古い寮であるから、英米法のように慣習法、判例法で行くべきだ。特に学生が大人になっ

てくれれば、大学側として何も差出がましいことをしないと述ぶ。私個人としてもそうすれば自治憲章その他の寮生の合意で定めた規約を改める必要はないであろうし、よりベターだと思う。それから課長は、寮生は権利のみを主張するものであってはならず、規約の実施に関しては、SEVEREでなければならぬと述ぶ。

大学には1つのバックボーンがあり、それに反しないように寮の運営がなされるべきである。そのバックボーンは大学の自治と学問の自由であり、特に左翼からの大学の自治の歪曲に対して神経質になっているようなことを厚長が述べる。⁽¹⁶⁾

続いて4日後の12日に実施された寮務掛と総務部との懇談会において児玉掛長は次のように述べている。

寄宿舍の存在を大学の規程で以てはっきりさせておく必要があるので、最も根本的な事だけを大学規程としたい。以前は吉田寮規程（宇治寮規程のようなもの）を作りたいと思っていたが、新課長が寮の運営はcase lawで行きたいと云われたので、これを止めて大学の寮全体を規制する寄宿舍規程を作る考えである。⁽¹⁷⁾

これに従えば、新しい厚生課長（12月1日付で光田作治が着任していた）の意向により、規程は大きな原則を示すものとして、具体的な運営は成文化せず従来の慣習に任せる方針を大学当局はとるということであった。

その後大学当局側が規程の原案を作成しており、舎生にそれが示されたのは翌1959年1月12日のことだったようである。原案については残念ながら全文は確認できず、『総務日誌』の記述から推測するしかない。この日午後3時総務は厚生課長を訪ねており、その様子は次のとおりであった。

総務部に書類が渡されたのは本日正午であっ

たので、総務間の個人的な話し合いのみを行ふのが漸くで、十分な検討ができなかったが、一応次の様な問題点を提出した。

1、第一条、新寮の名は本来吉田寮に含まれるものであるから削除、これは課長も賛成。

2、第三条、履歴書は願書の中に含まれるべきものであるから、「および履歴書」を抹消。

3、第六条、学生部長の意見による訂正は原案に戻す。

4、第十条、新寮は吉田寮に含まれるものであるから、在舎年限は自治憲章でも決めるべきものとして、新寮名を抹消。

5、第十二条、一、三項については原案通り、二、四、五項については「退舎させることがある」とする。これは拡張適用されることを防ぐためである。

以上いずれも課長と意見の一致をみた。⁽¹⁸⁾

次いで1月19日には北・中・南の各寮で規程案についての懇談会が開かれ、その結果を持ち寄って同日行われた総務の会合で次のような点が問題視されたという。

1、第四条 学生部長は入舎希望者について^(ママ)選好を行う。

この条文によると、現在学生が行っている入舎選考が学生部長から舎生に委託される立前となり、寮の自治に反するのではないか、そして現在も少しその傾向があるが、将来この条文を理由として、学生が選考から除外されるのではないか。以上の様な理由から我々としては選考に舎生を加えることと明示する必要があると考えるから、少なくとも条文に学生寄宿舍選考委員と共同で選考をなすぐらいのことは書き加えるべきである。

2、第十二条 次の各号の一に該当するときは退舎させる。

一 休学を許可され、または命ぜられたとき

二、寄宿舍の秩序を乱したとき

三、学籍を失ったとき

四、健康上集団生活に不相当と認められたとき

五、所定の期日迄に寄宿料および光熱料を納付しないとき

一、三はさせるでもよい。

二については誰がどんな尺度でそう認めるか、具体的に列挙してほしい。〔中略〕要望としては、学生にそのことを認定することをまかせてほしいということである。

3、この規定の中に自治憲章を認める旨の条文を挿入してほしい。⁽¹⁹⁾

以上舎生が指摘した規程案の問題点のなかには手続的な内容も含まれていたが、それ以外に重要な論点として入舎・退舎に関する権限および自治憲章の公認が挙げられていたことが注目される。

そして翌1月20日、総務は課長をはじめとする厚生課のメンバーと会見し、これらの要求事項を伝えた。厚生課長は次のように説明したという。

第四条については最高責任者が誰であるかははっきり管理権者として決定したものであり、学生は管理規定の中に入り得ない。そして現実にかえって現在行っている入舎選考方法は一切変更するものではなく将来出来る寮に関しても実際の運営について学生が厚生課のアドヴァイスをうけて入舎選考を行うものであり、この方針は吉田寮の運営について特にそうであって、厚生課長が代ったからと云って歴史と伝統につちかわれた現在のやり方を全然変更するものではない。

さらに退舎についても、舎生が決めたとしても「命じられた方が絶対に出ないと云えば彼を追い出す方法がないし、法的根拠もない。大学もそれをいかんともし難いものであり、大学側に法的な根拠が是非共必要であることを認識してほしい」⁽²⁰⁾とも述べた。大学当局側としては、管理規程を作る以上学生を主体として入れるわけにはいかず、実

際の運用のなかでこれまでの慣例どおり行っていく方針を採ったことになる。総長が1957年12月16日に滝川幸辰から平沢興に交替していたことも、大学当局側のこうした姿勢の背景にあったかもしれない。

舎生側の要求の根底には、総務自らが1月21日の『総務日誌』に記しているように、「大学に対する不信」があった。しかし同時に「新しい頭で大学に対する信頼感をとりもどして寮の運営にも当って行くべきだ」「今回のことを通して大学が決して気まぐれに理由なくして従来の自治の伝統を無視する事はできない事だと認識してくれたであらう事は疑えない」⁽²¹⁾として、規程案を承認する方向に舵を切った。

本章冒頭に触れたように2月10日の評議会で京都大学学生寄宿舍規程制定が承認されたが、これはいわば建前の成文化であり実質的な運営は従来の形が基本的に保たれることになったといえよう。

2 1963年の学生寄宿舍規程改正

(1) 舎生側の要求

1959年2月の学生寄宿舍規程制定の4年後、1963年5月21日の評議会で同規程の改正が承認された。改正理由および改正された条文は次のとおりである。

改正理由

学生寄宿舍の伝統ならびに現状に照らし、寮生による自治的運営を明確にすることにより、寮の教育的機能を一層向上せしめるよう、この規程の一部を改正するものである。

第一条 本学の学生寄宿舍は、次の各寮とし、学生部長が管理する。

京都大学学生寄宿舍吉田寮

京都大学学生寄宿舍宇治寮

京都大学学生寄宿舍女子寮

第二条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責

任ある自治によるものとする。

- 2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、学生部長の承認を得るものとする。その規則を変更しようとするときも同様とする。

第三条 学生寄宿舍は、学部学生に限り入舎させる。

- 2 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書および写真(名刺型半身脱帽)を添え、所定の期日までに、学生部長に提出しなければならない。

第四条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、学生部長が行なう。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、退舎させることがある。

- 一 学生寄宿舍の秩序を乱した場合
- 二 健康上集団生活に不相当と認められた場合
- 三 所定の期日までに寄宿料および光熱水料を納付しない場合

- 2 前項第一号に該当することにより退舎させる場合は、寮生代表および当該寮生の意見を聴取するものとする。⁽²²⁾

1959年2月制定の規程と比べると、自治に関する規則の作成や入舎選考といった具体的な運営面について舎生の意向を反映させることが明文化され、さらに運営は「寮生の責任ある自治による」とされた一方で、寄宿舍の管理主体が学生部長であることも明示されるようになっていく。

この規程改正について大学当局側と舎生との間で交渉が始まったのは、「吉田寮と女子寮は、寄宿舍規定改正、を目指して、昨年六月以来運動を進めてきた」⁽²³⁾と報じられているように1962年6月頃だったようである。さらにこの記事によると改正を求めていたのは舎生側となっている。

当初の交渉内容の詳細は明らかではないが、『京都大学新聞』には次のように報じられていた。

六月以降の寮生代表と学生部長との話し合いの結果、寮代表が寮の管理、運営権は学部長^(ママ)

にあることを認めたが学部長が管理運営権の一部を寮生に譲るという形で従来の慣習を「寄宿舍規定」の中に細則として明文化するように要望している。⁽²⁴⁾

同じ記事には、問題の焦点は「入寮者選考」にあると指摘されており、舎生が譲渡を要望している「管理運営権の一部」とは入舎生の選考権のことと思われる。

京都大学大学文書館に残されている1962年10月以降の『総務日誌』を見ると、すでにこのときには吉田寮単独で、あるいは3寮合同で闘争委員会(『総務日誌』では「斗争委」と表記)が設けられており、11月に入ると1日・5日・9日と続けざまに学生部長と団体交渉が行われていることが分かる⁽²⁵⁾。「斗争」「団交」などは1959年の規程制定の際には全く見られなかった用語であり、舎生側の姿勢が以前より戦闘的になっているように受け取れる。

このうち9日については「原案提出」と記されており、舎生側が要求内容を盛り込んだ規程改正案を大学当局側に提示したものと思われる⁽²⁶⁾。このときのものと思われる舎生側の案が残っている。その全文は次のとおりである。

京都大学学生寄宿舍規定(寮生案)

第一条 京都大学学生寄宿舍の各寮は、この規定に基き管理及び運営されるものとする。

第二条 入舎生は、本学部学生に限り、各寮自治規則に定める選考機関の指名に基き、学生部長がこれを決定する。

第三条 入舎を希望するものは、所定の願書に履歴書及び写真(名刺型、半身脱帽)を添えて所定の期日までに、学生部長を経て各寮選考機関に提出しなければならない。

第四条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によって行う。

第五条 収容人員に欠員を生じた時は、補欠入舎

を許可することがある。

第六条 各寮の運営は、寮生の責任ある自治によって行う。

第七条 各寮は、寮生の自治に関する規則を作製し、学生部長に届け出なければならない。その変更もまた同じ。

第八条 寮自治規則には、次の事項を定めなければならない。

- 1 寮運営方針に関すること
- 2 役員組織に関すること
- 3 入寮、退寮に関すること
- 4 会計に関すること
- 5 規則変更に関すること
- 6 その他必要と認めたこと

第九条 各寮は、学生部長と協力して施設を保全し、保健衛生の向上に努めなければならない。

第十条 舎生は、寄宿料を納入しなければならない。

第十一条 寄宿料は、一人月額百円とし、入舎当月から退舎当月まで、毎月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分および九月分は、夏期休暇開始前に納付するものとする。

2 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあった日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、外泊または旅行のため居住しないことがあっても納付しなければならない。

第十二条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を免除することができる。

- 一 風水害等の災害のため寄宿料の納付が困難と認められた場合
- 二 死亡または行方不明のため、学籍を除かれた場合
- 三 通則第十九条第三号^{〔より欠力〕}に除籍され、通則第十四条による再入学願い出の期間を満了した場合

第十三条 前条第一号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書及

びその他必要書類を添え、学生部長に提出しなければならない。

第十四条 受理した寄宿料は返済しない。

第十五条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

第十六条 退舎しようとする者は、その事由を記した退舎願を総務を経て学生部長に届け出なければならない。

第十七条 各寮は、次の各号に該当する者を、その最高議決機関の決定により、中途退舎させることができる。

- 一 各寮の自治規則に違反し、寮の自治を乱すと認められたもの
- 二 保健診療所長の診断により、健康上集団生活に不相当と認められたもの
- 三 寄宿料及び各寮運営の諸費用を、正当な理由なく著しく滞納した場合

第十八条 前条により、中途退舎を決定した時は、当該寮はその旨学生部長に届け出なければならない。

第十九条 学籍を失った時及び休学を許可され、または命ぜられた時は、退舎しなければならない。

第二十条 この規定に定めるものの他、寮生活に重要な関係のある事項については、学生部長は、その都度寮生との協議に基いて、これを処理するものとする。⁽²⁷⁾

当然のことながら、舎生の自治その他の権限を強調した内容になっている。具体的には、寮自治規則が条文化されていること、入舎選考機関が各寮に設けられるとされていること、中途退舎を各寮の最高議決機関が決定すること、規定以外の重要事項について学生部長は舎生と協議して処理すること、などが挙げられている。さらに光熱水料を舎生が納付すべき対象から外していることも注目される。舎生がこれらのうちどれだけが要求どおり実現すると考えていたかは不明だが、この案に

は舎生の当時の要求内容が網羅されていたと考え
てよいであろう。

舎生側は要求を通すため、11月20日および26
日にも学生部長と団体交渉を行った。さらに29日
には舎生大会を開き、「寮ヒ不払い」を決定して
いる⁽²⁸⁾。こうした闘争手段も新たに見られるよう
になったものである。

（2）規程の改正

その後年末年始を過ぎ、2月の試験期間を迎え
舎生側の動きは鈍くなっていく。1963年2月2日
に舎内で開かれた闘争委員会では「試験期となっ
た現在闘争が当然困難になったとの見解」が語られ、
さらに「今後の見通しetcについても〔中略〕今
までより一歩出た新しいイメージも形成されずに
終わった」のだという⁽²⁹⁾。ただ注目されるのは、こ
の日の委員会で出た「寮内自治の実質化」という
言葉である。この日の『総務日誌』ではその具体
的内容は語られていないが、少し後の2月16日開
催の闘争委員会についての記述の中に次のように
記されている箇所がある。

今後の闘争方針、特に学生部委員会の統一見
解に如何に対処するかが討議されたが、こゝ
でまた妥協か否かが問題になり、それと関連
して寮自治の実質化（入寮選考を全面的に寮
生で行う）をいかに闘うかが問題となった。⁽³⁰⁾

すでに述べてきたように、入舎生の選考にあたっ
てはその比重に変化はあるものの大学当局側がこ
れまで常に何らかの形で関わってきており、前年
11月舎生作成の規程案でも学生部長が最終決定す
るとされていたが、ここへきて全面的に舎生が行
うことが目標として考えられるようになってきた
のである。ただその一方で学生部委員会に対して
「妥協か否か」が問題になっているように、闘争
の終結も考慮に入れ始めていたようである。

2月20日に学生部委員会との団体交渉が行われ
た。そこでの議論については次のように記されて

いる。

予定通り学生部の見解を寮生側に提示し、我々
はそれに対して若干質疑をし学生部が応答し
た。次に問題点を列記する。

・入舎権

寮生側の意見を聞いて学生部長が行う。

確立された慣習はこれを犯すものではなく
認めるものである。はっきりと条文上
に書くのはおかしい……との見解。

・退舎

次の各号に該当するものは寮生と話し合っ
て学生部長が退舎させる。

・光熱水料は規程から抜け得られない。規程 と別問題であり免除規程は設け得ない。

・草案20条

草案20条については学寮自治の精神を尊
重して学生部長が行う。寮生代表と協議
して行う。

・学寮は学生部長が管理するが自治規則は承 認する。

・規程の名称に寮名を添付するか否かの問 題。⁽³¹⁾

意味の取りにくい箇所もあるが、ここで大学当局
側から提示された原則とは実際に改正された規程
のそれであったことが推測できる。

舎生側は同日夜と22日に開催された闘争委員会
で大学当局側の提案について検討し、これを受け
入れる方向を固めたようである⁽³²⁾。結局舎生側は
25日に開かれた舎生大会で受け入れを決定した⁽³³⁾。

おわりに

「はじめに」で述べたように、本稿は学生寄宿
舎規程の制定・改正の経緯を主に寄宿舎生側の資
料からたどった試論に過ぎない。大学当局側の意
向（その背後には文部省の学寮対策があったと思
われるが）はもとより、1959年と1962・63年と
で舎生側の姿勢が異なる理由についても本稿では

明らかにできていない。しかし京大の寄宿舍では、入舎選考権（の舎生による全面掌握）や光熱水料支払いの問題が負担区分問題の表面化に先駆けて姿を見せていたことが本稿の考察で明らかになったと思われる。

この後1960年代半ば以降、京大の寄宿舍は大学当局側と非妥協的な対立の関係に入ることになるが、それは本稿とは別に考察されるべきであろう。

[註]

- (1) 京都大学百二十五年史編集委員会編『京都大学百二十五年史 通史編』2022年、278頁。なお「20年長期計画」とは、総長の試案として当時考えられていた施設整備の長期計画で、そのなかに吉田寮を3～400名収容の新寮へ建て替える案が含まれていた（同前、267頁）。
- (2) 京大では創立以来寄宿舍は1カ所であったため単に「寄宿舍」と称されており、居室のある木造二階建ての三棟が「北寮」「中寮」「南寮」と呼ばれていた。ところが1952年に分校1回生を対象とする宇治寮が、次いで1959年に女子寮が開寮したため、1959年の京都大学学生寄宿舍規程により従来の寄宿舍は「吉田寮」と称されることになった。なお各種の資料では吉田寮命名以前の寄宿舍居住学生を「舎生」、以後を「寮生」と記載していることが多いが、煩雑になるため本稿では引用資料以外は「舎生」の表記で統一した。
- (3) 管見の限りではこの時期の京大寄宿舍についての研究は存在しない。当時の舎生による回想がいくつかある（野田もとさん追悼集編集発行委員会編『われ汝を見捨てじ 野田もと刀自追悼集』1985年、京都大学吉田寮卒寮五十年記念誌編集委員会編『紫匂う 京都大学吉田寮卒寮五十年記念誌』2016年）ほか、『京都大学新聞』では第2627号（2019年7月16日付）から第2686号（2022年9月16日付）まで13回にわたって「吉田寮百年物語編集委員会」による「吉田寮百年物語」が連載された。
- (4) 『評議会議事録 自昭和三十四年一月至昭和三十七年十二月』（京都大学大学文書館所蔵、識別

番号：MP00013）。

- (5) 『総務日誌 昭和三十三年三月一日起』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：吉田寮Ⅲ—13）。
- (6) 『総務日誌 昭和三十三年九月起』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：吉田寮Ⅲ—14）。
- (7) 京都大学事務局『学報』号外、1953年10月27日付、4頁。
- (8) 京都大学事務局『学報』号外、1958年5月13日付、4頁。
- (9) 「吉田寮百年物語 第3回」（『京都大学新聞』第2629号）。
- (10) 「京都大学学生寄宿舍自治憲章」（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：吉田寮Ⅰ—I—111）。
- (11) 『総務日誌 昭和三十年六月起』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：吉田寮Ⅲ—10）。
- (12) この年の6月に予定されていた創立記念祭の内容をめぐって大学当局と学生自治団体の同学会は激しく対立し、大学当局は6月5日同学会に解散を命令、21日には舎生1名を含む学生8名を停学処分とし、さらに学生が滝川を取り囲んだ際暴行を働いたとして2名の学生が逮捕されていた。また、2年前の1953年12月に全日本学園復興会議の会場使用をめぐって放学処分を受けた舎生が引き続き寄宿舍に居住していることが大学当局に分かり、当局側が態度を硬化させていた。
- (13) 註（6）に同じ。
- (14) 註（6）に同じ。
- (15) 註（5）に同じ。
- (16) 註（6）に同じ。
- (17) 註（6）に同じ。寄宿舍宇治寮規程には、入舎希望者を選考する選考委員会を規定した条項があり、その委員には「学生部長の委嘱した教官若干名及び学生部厚生課長をあてる」とされていた（京都大学事務局『学報』号外、1952年6月28日付）。
- (18) 註（6）に同じ。なお「新寮」とは、1959年に開寮する吉田西寮のことである。京大が薬学部設置（1960年に医学部薬学科が薬学部になった）に関連して京都織物会社用地の一部を買収した際、その地にあった同社女性労働者の寄宿舍の建物を引き継いで大学の寄宿舍とした。

(19) 註（6）に同じ。

(20) 註（6）に同じ。

(21) 註（6）に同じ。同日の『総務日誌』には、1月14日に総務の一人が寮務掛へ行ったとき、掛長が「僕の^{ママ}自論」として「寮生必ずしも選衡に加わらなくても良い」と言ったことが記されている。学生運動をめぐる対立だけでなく、こうした発言も舎生に不安を抱かせたものと思われる。

(22) 『評議会関係書類 自昭和三十一年九月至昭和三十一年七月』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：MP00071）。

(23) 『京都大学新聞』1963年2月25日付。本稿「はじめに」で触れたように、この時期の『総務日誌』が欠落しているため、寄宿舍の資料で交渉の開始を確かめることはできない。

(24) 『京都大学新聞』1962年9月10日付。

(25) 『総務日誌 昭和三十一年後期～昭和三十一年度前期』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：吉田寮Ⅲ—19）。

(26) 註（25）に同じ。『京都大学新聞』1962年11月

19日付にも「現在学生側は具体的な寮自治規定草案を学生部長に提示し双方で研究を進めている段階である」と報じられていた。

(27) 『学生部委員会関係 昭和三十六年昭和三十一年』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号：01A15872）。

(28) 註（25）に同じ。ただし共闘していた女子寮では12月9日に不払いが否決されている。

(29) 註（25）に同じ。

(30) 註（25）に同じ。

(31) 註（25）に同じ。

(32) 註（25）に同じ。

(33) 『京都大学新聞』1963年2月25日付。『総務日誌』にはこの日の舎生大会の具体的内容については記述がなく、ただ「今夜の舎生大会は大分問題点を残した。委任状が半数近くを占めるこの現状、そして我々の提案についてシャンシャンシャンと終る。全く実質的内容のないものと云える」との総務の感想が記されているだけである（註（25）に同じ）。規程の改正について舎生全員の盛り上がりがあったとはいえないようである。